

愛知労働局における定期監督及び申告処理状況

平成 24 年 7,394 事業場を監督、1,791 件の申告を処理

平成 24 年に管下 14 労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等の実施結果及び申告処理状況を、以下のとおり取りまとめました。

1 定期監督等について《表 1 参照》

(1) 実施状況の概況

- 24 年は 7,394 事業場を監督実施。23 年比 149 件、2.0 ポイントの増加
- 全業種での違反率は、71.4%であり、23 年比 3.3 ポイントの増加
- 重点業種のうち、製造業、運輸交通業、商業、接客娯楽業については、全産業を上回る違反率

定期監督等における実施件数・違反率(表1)										
	平成24年		平成23年		平成22年		平成21年		平成20年	
	定期監督等 (件)	違反率 (%)								
製 造 業	2,617	77.4	2,500	72.4	2,421	71.0	2,349	69.9	2,604	76.2
鉱 業	14	71.4	4	50.0	2	50.0	9	44.4	7	42.9
建 設 業	1,435	56.9	1,229	52.0	1,276	46.9	1,288	48.8	1,457	52.6
運 輸 交 通 業	654	75.1	561	77.0	498	75.5	450	72.0	486	75.7
貨 物 取 扱 業	72	56.9	51	82.4	65	50.8	50	54.0	82	53.7
工業的業種小計	4,792	70.6	4,345	67.3	4,262	64.0	4,146	63.3	4,636	68.3
農 林 業	23	65.2	22	68.2	21	54.5	81	93.8	67	82.1
畜 産 ・ 水 産 業	2	100.0	11	81.8	0	-	3	66.7	7	85.7
商 業	1,323	75.7	1,399	71.5	393	67.1	424	66.3	735	69.3
金 融 広 告 業	26	69.2	31	45.2	37	56.8	51	58.8	62	53.2
映 画 ・ 演 劇 業	2	100.0	4	100.0	3	100.0	4	75.0	1	100.0
通 信 業	12	58.3	33	9.1	16	31.3	16	50.0	11	36.4
教 育 研 究 業	45	73.3	75	57.3	48	60.4	39	61.5	31	90.3
保 健 衛 生 業	332	66.9	305	75.1	276	74.6	107	86.9	136	82.4
接 客 娯 楽 業	376	75.3	431	75.9	176	72.2	130	76.9	220	75.9
清 掃 ・ と 畜 業	100	61.0	86	68.6	73	74.0	83	79.5	80	80.0
官 公 署	0	0.0	0	0.0	2	0.0	3	0.0	5	0.0
そ の 他 の 事 業	361	69.5	503	61.0	492	63.2	697	44.0	520	68.8
非工業的業種小計	2,602	72.9	2,900	69.3	1,537	67.1	1,638	60.4	1,875	71.3
合 計	7,394	71.4	7,245	68.1	5,799	64.8	5,784	62.5	6,511	69.2

(2) 重点業種ごとの状況

重点業種	監督指導件数	違反率
製造業	2,617 件（前年比 117 件増）	77.4%（前年比 5.0 ポイント増）
建設業	1,435 件（同 136 件増）	56.9%（前年比 4.9 ポイント増）
商業	1,323 件（同 76 件減）	75.7%（同 4.2 ポイント増）
運輸交通業	654 件（同 93 件増）	75.1%（同 1.9 ポイント減）
接客娯楽業	376 件（同 55 件減）	75.3%（同 0.6 ポイント減）
全業種	7,394 件（前年比 149 件増）	71.4%（前年比 3.3 ポイント増）

(3) 違反件数が多い主な違反内容 <<表 2 参照>>

① **労働時間** **1,965 件 (26.6%)**

労働基準法第 32 条 (労働時間) 1,965 件 (前年比 164 件増) うち 694 件 (35.3%) が製造業、477 件 (24.3%) が商業

【違反の事例】

- ・時間外労働に関する協定届を所轄署に届出せず、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。また、協定の届出はあるものの、協定時間を超えて時間外労働を行わせているもの。時間外協定は、労使が労働時間の上限について、話合うことを前提とするもので、本来は健康に有害な長時間労働を労使で防止するためのものです。

② **健康診断** **1,321 件 (17.9%)**

労働安全衛生法第 66 条 (健康診断) 1,321 件 (前年比 231 件増) うち 535 件 (40.5%) が製造業、283 件 (21.4%) が商業

【違反の事例】

- ・常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を実施していないもの。定期健康診断は、働く方々が健康であることを定期的に確認するもので、有所見者についての医師の意見を求めたりする前提として当然実施すべきものです。

③ **安全基準** **1,285 件 (17.4%)**

労働安全衛生法第 20～25 条 (機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準) 1,285 件 (前年比 265 件増) うち 782 件 (60.9%) が製造業、404 件 (31.4%) が建設業

【違反の事例】

- ・労働者の身体の一部が挟まれたり、巻き込まれる危険がある機械の原動機、歯車、ベルト等に、覆い、囲いを設けていないもの。
安全基準は、作業中に手や足等が機械等に挟まれないようにカバーや覆いを設置する根拠となる法規です。

④ **割増賃金** **980 件 (13.3%)**

労働基準法第 37 条 (割増賃金) 980 件 (前年比 15 件減) うち 276 件 (28.2%) が製造業、273 件 (27.9%) が商業

【違反の事例】

- ・時間外労働、深夜労働等を行わせているのに、法定割増賃金 (通常の賃金の 2 割 5 分以上) を支払っていないもの。
時間外労働に対して割増賃金を全く払っていない場合や、本来計算基礎に含めなくてはならない職務手当等を算入せず、法定を下回るもの。労働者個人に着目せず、計算の煩雑さから、一律時間 1000 円などと決めている場合で、その結果、法定割増率を下回る人がいる場合等。

⑤ **就業規則** **924 件 (12.5%)**

労働基準法第 89 条 (就業規則の作成等) 924 件 (前年比 48 件減) うち 219 件 (23.7%) が製造業、351 件 (38.0%) が商業

【違反の事例】

- ・常時 10 人以上の労働者を使用しているのに、所轄署に就業規則の作成・届出がないもの。

定期監督等における労働基準法・労働安全衛生法に関する主要な法違反(表2)

○労働基準法違反件数

	15条	24条	32条	35条	37条	89条	108条
	労働条件 明 示	賃金不払	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳
20年	372	160	1,719	68	827	1,000	332
21年	390	153	1,061	31	626	584	247
22年	459	201	1,188	46	697	567	286
23年	774	282	1,801	85	995	972	410
24年	841	338	1,965	108	980	924	508

○労働安全衛生法違反件数

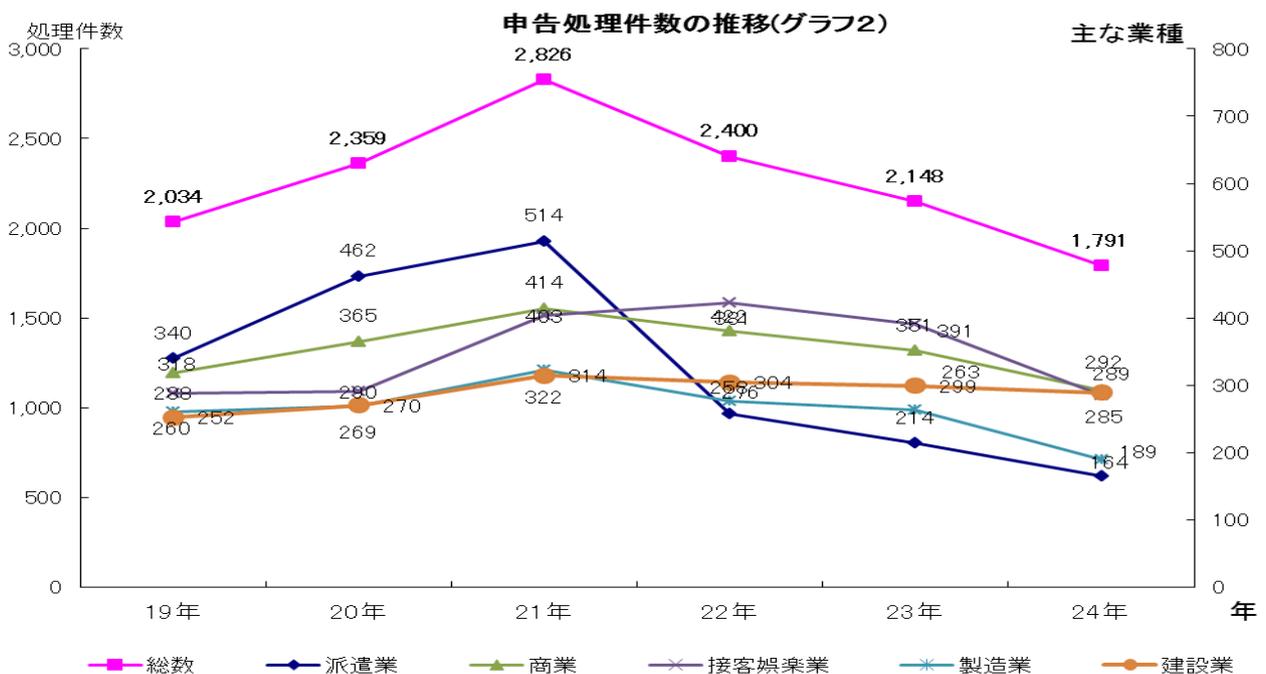
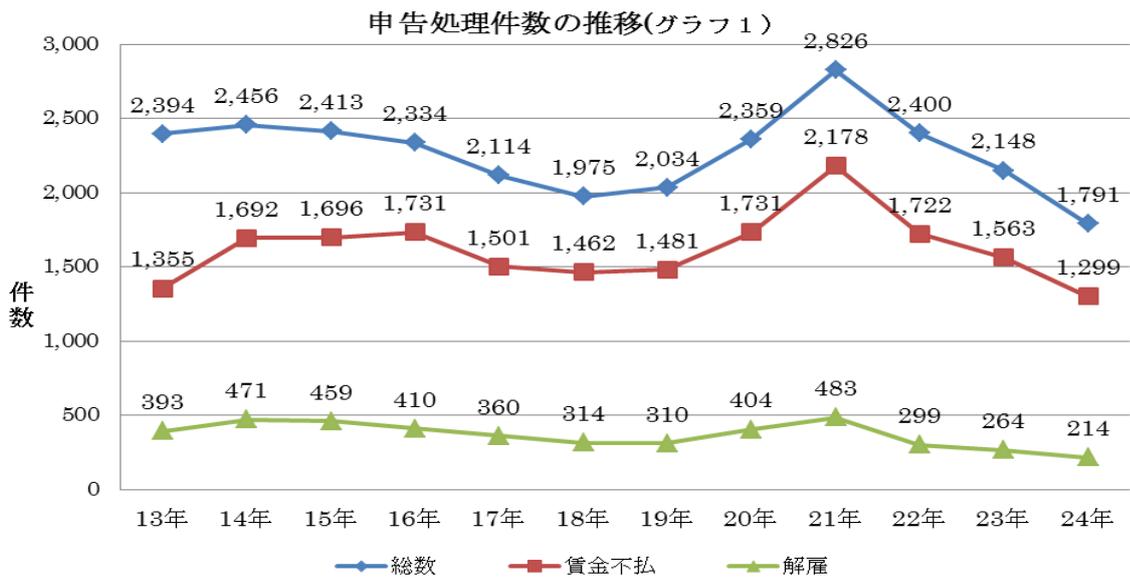
	10~19条 (13,14条除)	14条	20~25条	20~25条	30・31条	45条	59・60条	61条	65条	66条
	安全衛生 管理 体制	作 業 主 任 者	安 全 基 準	衛 生 基 準	特 定 元 方 事 業 者 ・ 注 文 者	定 期 自 主 査 検	安 全 衛 生 教 育	就 業 制 限	作 業 環 境 測 定	健 康 診 断
20年	664	276	1,038	285	159	450	120	135	78	703
21年	699	244	962	260	148	439	134	134	102	578
22年	840	235	968	254	130	482	122	113	114	749
23年	752	249	1020	280	146	513	115	143	109	1090
24年	800	378	1,285	460	192	658	149	155	187	1,321

2 申告処理の状況

- 申告処理件数は 1,791 件（前年比 357 件、16.6%減）
- 賃金不払事案 1,299 件（前年比 264 件、16.9%減）、解雇事案 214 件（前年比 50 件、18.9%減）
- 教育・研究業で増加したが、ほぼすべての業種で申告件数が減少し、製造業で 189 件（28.1%減）、接客娯楽業で 285 件（27.1%減）と大幅に減少した。

(1) 愛知局全体の申告件数 <<グラフ1、2参照>>

- ① 申告件数 1,791 件（前年比 357 件減）
- ② 違反率 71.4%（前年比 0.7 ポイント減）



(2) 業種別申告件数

- ① 商業 292 件（同 59 件減）

② 建設業	289 件 (同 10 件減)
③ 接客娯楽業	285 件 (同 106 件減)
④ 製造業	189 件 (同 74 件減)
⑤ その他の事業	317 件 (前年比 75 件減)
うち派遣業	164 件 (同 50 件減)

(3) 業種別違反率 (申告処理件数 30 件未満を除く。)

① 金融広告業	88.5%
② 教育・研究業	78.3%
③ 製造業	75.7%
③ 接客娯楽業	75.3%
⑤ 商業	74.1%

(4) 主要な申告事項

① 賃金不払 (一部不払い等を含む)	1,299 件 (72.5%)
② 解雇	214 件 (11.9%)
③ 最低賃金	113 件 (6.3%)
④ 労基法—その他 (労働条件通知書、就業規則等)	151 件 (8.4%)
⑤ 労働時間等	27 件 (1.5%)

(注：1 件の申告について複数の申告事項に及ぶことがあるので、主要な申告事項の合計数と申告処理件数は一致しない。)